

衛生管理者、労務担当者など事業場担当者向け ストレスチェック制度&健康経営セミナー

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、労働者自身のストレスへの気付きを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるため、平成27年12月1日から労働者50人以上の事業場に年に1回以上のストレスチェックの実施が義務づけられます(50人未満の事業場は当分の間努力義務)。

次のとおり、衛生管理者、人事労務担当者など向けにストレスチェック制度のほか、メンタルヘルスなど健康経営などについての説明会を開催します。

※ストレスチェックを受託予定の医療機関・健診機関・健保組合で事務を行う方、労働衛生コンサルタントや社会保険労務士など、どなたでも参加可能です。なお、医師や保健師などストレスチェックの「実施者」向けは、別途説明会を開催しています(滋賀産業保健支援センターのホームページをご覧ください)。

【日時】平成27年11月5日(木) 13:10~16:20(受付開始 12:30~)

【場所】栗東芸術文化会館 SAKIRA (さきら) 中ホール 〒520-3031 滋賀県栗東市縷2丁目1-2 8

【費用】参加費無料(会場の駐車場料金は自己負担が必要です) 【定員】300名

【主催】滋賀労働局・各労働基準監督署、滋賀県

【次第】13:10~ 挨拶(滋賀労働局)

13:15~ 「ストレスチェック制度について」 労働基準監督署職員

14:10~ 「職場の人ががんになったら」 滋賀県健康医療福祉部健康医療課職員

14:25~ (休憩)

14:35~ 【講演】「健康経営のすすめ ~従業員の健康が企業利益をもたらす~」

プール学院大学教授/大阪ガス統括産業医 岡田邦夫 氏(略歴裏面)

※ストレスチェック制度などメンタルヘルス対策の具体的進め方についても講演いただきます

ストレスチェック制度のポイント!

- 常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務になります。
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含む必要があります。
- 検査の結果、一定の要件(高ストレスと判定された者など)に該当する労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要があると認めるときは、就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を講じることが義務となります。
- 面接指導の申出を理由として労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上禁止されます。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者へのストレスチェックの結果の提供に同意しないこと、高ストレス者として面接指導が必要と評価されたにもかかわらず面接指導を申し出ないことを理由とした不利益な取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等も行ってはいけません。

※ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません

[講師略歴]

◆岡田 邦夫 医学博士

プール学院大学教育学部教育学科 健康・スポーツ科学センター教授。同センター長。

大阪ガス(株)人事部健康開発センター統括産業医。

大阪府医師会 健康スポーツ医学委員会副委員長。

特定非営利活動法人健康経営研究会理事長。

大阪市立大学医学部卒業、同大学大学院医学研究科修了。

2008年大阪経済大学客員教授。2010年大阪市立大学医学部臨床教授(2014年3月まで)。

厚生労働省平成26年度「ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱い等に関する検討会」委員ほか。

著書『健康経営のすすめ』(共著)、『安全配慮義務—過労死・メンタルヘルス不調を中心に』ほか。

お申込

滋賀労働局 (労働基準部健康安全課あて)

〒520-0057 滋賀県大津市御幸町 6-6

TEL : 077-522-6650 (お電話での受講受付はできません)

11/5 ストレスチェック&健康経営セミナー
(第3回ストレスチェック説明会)

参加申込書 (定員に達し次第受付終了)

お申込はFAXで：**077-522-6442**

連絡担当者 フリガナ 職・氏名						
事業場名 事業場住所	〒 (事業場の労働者数: 人)					
電話番号	— —		FAX 番号	— —		
受講者職名	衛生管理者	人事労務 担当者	健康保険 組合担当者	社会保険 労務士	受託予定の EAP、 健診機関など	その他 []
計 名	名	名	名	名	名	名

(ストレスチェック制度についてのご質問)

※ご質問の多い事項については、説明会の中で、時間の許す範囲で説明を行います。個別の事業場特有のご質問など件数の少ないご質問は、説明会前後に個別に回答いたします。

※既に、ストレスチェック制度セミナー(第1回 7/10、第2回 7/17)や、(公社)滋賀労働基準協会東近江支部の労働衛生週間説明会(9/2)を受講された方は、応募多数の場合、出席をお断りする場合があります。

※必要事項をご記入の上、本申込書をFAXしてください。同一事業所で複数の方が受講される場合は、まとめてお申し込みください。

※ご記入いただいた連絡担当者の個人情報、受講申込者への緊急連絡及び、受講申込者の把握等に関わる必要な事務処理以外の目的には使用しません。

※説明会は、報道機関により撮影が行われ、報道される場合がありますので、あらかじめご了承ください。